

ブレア政権下における英国市民性教育の展開

木原, 直美
九州大学大学院 : 博士後期課程2年

<https://doi.org/10.15017/1009>

出版情報 : 飛梅論集. 1, pp.99-113, 2001-07-25. 九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻
教育学コース
バージョン :
権利関係 :

ブレア政権下における英国市民性教育の展開

木 原 直 美*

はじめに

1997年5月、英国（本論ではイングランドに限定する）ではトニー・ブレア率いる労働党が18年ぶりに政権を奪回した。以来、「英国再生」を掲げる同党は、すでにいくつかの行政改革に着手しているが、教育もその例外ではない。「教育はトーリー（保守党）の最大の失政であり、かつ、レイバー（労働党）にとっての最優先の課題となる⁽¹⁾」というブレア首相の発言にも表明されているように、労働党はこれまで教育改革に取り組む必要性を強く主張してきた。

失敗学校の建て直しや学力水準の底上げといった、学校運営の改善を目的とした具体的な計画プログラムや財政支援計画が打ち出されるなか、労働党政府は新たに市民の資質教育を目的とする市民性教育（Citizenship Education）の正規カリキュラム化についても検討を行なった。その結果、1999年5月、英国の教育雇用大臣は、2002年までに市民性教育をナショナルカリキュラムの一教科として導入し、その履修を公的學校に就学するすべての児童・生徒に対して義務づけさせる方針を明らかにした⁽²⁾。英国において市民性教育が法令化されたのは初の試みであり、一部の教育関係者の間でも現在期待が高まっている。

英国に関して言えば、市民性教育は時代と共に発展してきたものである⁽³⁾。公的教育機関による市民性教育はその規模からしても実社会の市民資質形成に多大な影響を与えられられることから、これまで提唱されてきた理想の市民像には、常に推進者側の政治的理念が反映されてきた。一般に、保守党を中心とする保守勢力によって進められた市民性教育では、現体制を尊重し、義務を認識、遂行できる市民の育成が強調され、逆に労働党を中心とする進歩主義派は、現体制を批判的に考察し、自らの権利を十分に行使できる市民像を主張してきた。つまり、コーガンが指摘しているように市民性教育における市民性・市民権の概念自体、固定的ではなく、むしろ政治論争の争点として議論され発展してきた概念である⁽⁴⁾。

今回の市民性教育の導入も、ブレア政権が進めようとしている英国再生に向けた諸政策の一環であると思われる。しかし、現労働党政府によって設立された市民性教育諮問委員会によって提唱された市民性教育の構想には、前保守党政府によって展開されていた市民性教育の取り組みと類似している点が多くみられる。すなわち、前保守党政府によって用いられていた用語が使用されるなど、

*九州大学大学院博士後期課程2年

市民性教育に関する労働党政府の基本理念や独自性についてあまり明確にされていない。つまり、従来の市民性教育でみられたような「保守党」対「労働党」という二極分化的な構図では説明が不十分である。

本論文はこの点に注目し、ブレア政権下における教育改革の一環としての、市民性教育がどのような意味を持っているのか明らかにするものである。具体的には、①政府公刊文書や諮問委員会の報告書などを手がかりとし、現在労働党政府によって展開されている市民性教育の特徴、政策動向を整理するとともに、②前保守党政府によって推進されていた市民性教育と対比させながら、③ブレア労働党政府が提唱する市民性教育の独自性やその方向性を探っていききたい。

1. 労働党政府による市民性教育の展開

(1) 導入の目的

先に述べたように、市民性教育が全国一律にナショナルカリキュラム教科として法令化されたのは初めての試みである。そもそもなぜ教育雇用省は市民性教育の必要性を強調しているのだろうか。市民性教育に関する諮問委員会としてブランケット教育雇用大臣に任命されたクリック委員会は、市民性教育の導入に関して、「参加民主主義 (participative democracy) 実現のためには次世代の市民であるすべての児童・生徒に、教育を通して市民の資質、あるいは市民性を習得させる必要がある」からだと説明している⁽⁵⁾。すなわち、市民性教育とは①参加民主主義に必要な知識・技能・価値の発展を確実にさせる、②能動的な市民 (active citizen) の資質として必要な権利や義務、責任感の意識を高めさせる、③こうしたプロセスを通し、コミュニティにおける参加の重要性を個人、学校、社会のなかに確立させる、ことを目的とした教育的取り組みである⁽⁶⁾。ここでのコミュニティとは、日常生活を営む地域のコミュニティだけでなくもっと広範囲な国家としてのコミュニティ、あるいは一定の人々によって構成された任意のコミュニティなども含まれ、共属意識を持つ人々によって構成される共同体としての意味合いが強い。市民性教育は児童・生徒個人にとっての能力開発、人間的成長の機会であるだけでなく、むしろ社会全体の公益のためにそのメンバーが習得しなければならない義務としての側面が強調されている。事実、市民性教育は、1999年の5月に発布された回状27/99によって、キーステージ3、4 (12歳から16歳まで) の生徒には2002年9月から必須教科として履修を義務化、キーステージ1、2 (5歳から11歳まで) の児童に対しても2000年9月から人格教育 (Personal Social and Health Education: PSHE) と連携させながら法律に規定されない教科としてカリキュラムに導入されることが提案された⁽⁷⁾。こうした法的強制力を持つ市民性教育の実施に対して、学校における愛国主義的な国民教育や全体主義的な思想教育を心配する声や反対の立場も見られる⁽⁸⁾。しかしボランティア組織であるコミュニティサービス・ボランティア (CSV) の理事ジョン・ポッターは、「クリック委員会の意図は、むしろ児童・生徒達がそれぞれ独立した固有の見解を持ち、既成概念に対して挑戦できるような機会を与えることにある」とし、委員長をつとめるバーナード・クリック自身も、「7歳ぐらいになれば、子ど

もたちも社会問題や道徳問題に関する簡単なディベートや投票に参加するべきである」と主張するなど、今回の市民性教育が内容的にも以前英国で実施されていた公民教育（Civics）とは異なり、児童・生徒に対してある特定の教義や偏った知識を詰め込むだけの知識注入型学習ではないことを強調している⁽⁹⁾。クリック委員会の提唱する市民性教育について理解するためにも、以下クリック委員会の最終報告書⁽¹⁰⁾などを手がかりとして、市民性教育において取り扱われる学習内容や方法に関してその特徴を整理してみる。

(2) 学習内容

市民性教育では、その中核を成すものとして「社会的・道徳的責任」、「コミュニティとのかかわり」、「政治リテラシー」という三つの主要学習領域が挙げられている。社会的・道徳的責任とは、投票や市政参加など民主主義を支える主権者としての責任、あるいは社会の秩序を維持・発展させるための市民の道徳的規範・行動など、学校内外における市民としての責任を習得させようとするものである。そうした市民としての役割を、知識として認識するだけではなく、児童・生徒達自身のコミュニティとのかかわりにおいて具体的、主体的に学習させようとしている。委員会は、児童・生徒達が市民性教育を通してコミュニティへの関心を高め、コミュニティでの活動を行なうことを奨励している。また政治リテラシーとは、日常生活、あるいは社会における市民生活のなかで、批判的に物事を分析して行動し、生活を豊かなものにするための知識・能力・価値であると定義されている。政治リテラシーの概念自体は、1970年代頃展開された政治教育プログラムのなかで提唱されたもので、読み書きの能力同様、政治参加能力にも段階があり、学習によってより高度な政治参加能力が習得できる、という考え方に依拠している。委員長のバーナード・クリックは、1960年代に政治教育が展開された際に中心的役割を担っていた人物の一人であり、委員会の報告書においても政治リテラシー習得の重要性が強調されている。

3つの主要学習領域はさらに、“重要概念”、“価値と姿勢”、“技能と適性”、“知識と理解”の4つの基礎的学習要素を中心に学習を進めていくよう奨励されている。その具体的な内容として、義務教育終了時までには表1のような項目を習得すべきであると委員会は提唱している。「コミュニティとのかかわり」であれば、コミュニティと個人、協働と対立、公正、正義、権利と責任といった“重要概念”を学習し、公益に対する関心、人権尊厳の信念、他人へ対する思いやり、環境に対する関心などの“価値・姿勢”などを育て、実際に他のメンバーと協働でき、複眼的な視野を持ちながら問題を解決できる“技能・適性”を習得させながら、コミュニティの機能の仕方、ボランティア活動のしくみ、あるいは個人、地域コミュニティ、任意のコミュニティなどにおける相互依存などに関する“知識・理解”をひろげる、といったことを学習していく。「社会的・道徳的責任」「コミュニティとのかかわり」「政治リテラシー」が、市民性教育における教育目標としての3つの縦軸であるとするならば、“重要概念”、“価値と姿勢”、“技能と適性”、“知識と理解”は、その縦軸を深めるために設定された横軸の要素であると言えるかもしれない。ただし委員会の報告書では、3つの学習領域や4つの学習要素として市民性教育の理念が整理されているものの、厳密にこれらは複雑

表1 市民性教育における4つの基礎的学習要素

重要概念	価値と姿勢
<ul style="list-style-type: none"> ・民主主義と独裁政治 ・協働と対立 ・公正、正義、法の規定、規則、法と人権 ・自由と規律 ・個人とコミュニティ ・権力と権限 ・権利と責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益に関する関心 ・人間の尊厳と平等に対する信念 ・対立解決に対する懸念 ・思いやりをもち、理解をもって他者と共同できる姿勢 ・責任感ある行動をとる姿勢—他者や自分自身に対して配慮し、(自分の行動によって)他者に対して起こりうる影響を予め予測し、不慮、不幸な事態になった場合に責任を取ること ・寛容 ・道徳規範に沿った判断、行動 ・自分の立場を弁護する勇気 ・議論や根拠をもとに自分の意見や意向に対する挑戦に対し、快く受け入れようとする姿勢 ・個人としてのイニシアチブと努力 ・法の規定に対する礼儀と尊重 ・公平に行動しようとする決意 ・機会平等と男女平等の遂行 ・能動的市民性の遂行 ・ボランティアサービスの遂行 ・人権に対する関心 ・環境に対する関心
技能と適性	知識と理解
<ul style="list-style-type: none"> ・読み書き両方において論理的な主張をする能力 ・他者と効果的に協働する能力 ・他者の経験や見解を考慮し、評価する能力 ・他者の立場を許容する能力 ・問題解決方法を展開する能力 ・批判的な目を持ちながら、現代のメディアや技術を使って情報を収集する能力 ・現存する証拠、根拠に対して厳しく対処し、新しい証拠、根拠を見出そうとする能力 ・操作と説得の形態を認識する能力 ・社会的、道徳的、政治的挑戦や状況について認識、対応し、影響を与える能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、国家、EU、連邦、国際レベルにおいて話題になっている、あるいは近年問題となっている社会問題や出来事 ・民主主義コミュニティにおける機能や変革のしくみなど ・個人、地域コミュニティ、任意的コミュニティにおける相互依存 ・多様性、非国教徒、社会的対立 ・個人やコミュニティの法的、道徳的な権利と責任 ・個人やコミュニティが直面する社会的、道徳的、政治的挑戦 ・機能や変化のしくみなど、地域、国家、ヨーロッパ、連邦、国際レベルにおける英国議会政治、法律構造 ・コミュニティにおける政治的行動、ボランティア行動 ・消費者、被雇用者、雇用者、家族、コミュニティメンバーとしての市民の権利と責任 ・個人とコミュニティに関連した経済構造 ・人権憲章と諸問題 ・持続可能な発展と環境問題

出典) Qualifications and Curriculum Authority, *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools*, QCA, London, 1998, p. 44

に絡み合っており、単純に類別化できるわけではない。市民性教育の指導案として理念の体系化を試みた委員会の背景には、これまで各学校に一任されてきたために、内容的にも取り組み方法においても偏りの多かった市民性教育に対して国家的取り組みとしてある程度の指針を与えようとする意図が窺える。

(3) 学習方法

クリック委員会は、市民性教育の内容に関してかなり領域を絞った枠組みを提示しているが、教授法や具体的な運営については各学校の事情や環境に応じたアプローチをとるよう奨励している。例えば、市民性教育は学校カリキュラム全体の5%を割り当てられているが、その使い方については学校に一任されている。各週ごとに決まった時間割を作成する学校もあれば、ある程度まとまった時間を設けて市民性教育の授業や活動・行事などを実施する学校もでてくると思われる。また内容的にも、各地域の宗教、民族構成、産業、地理的条件、政治・行政問題などの事情を考慮するよう奨励されている。これは、市民性教育が画一化された教科書を中心とした知識注入型教育ではなく、コミュニティと密着した市民性教育を展開するためにガイドラインにも柔軟性を持たせているからである。しかし同時に、こうしたアプローチの背景には、各学校・教師の裁量権を尊重してきた英国の教育伝統の理念も反映していると思われる。英国では1988年教育改革法によってナショナルカリキュラムが導入されて以来、教育分野においても中央政府による規制が強化された。そうした法的制度の変化に対し、多くの教師や教育関係者が反発しているが、実際の授業運営や教授方法—特に中等教育—に関する限り、教師や学校の裁量権はある程度残されている。むしろ、後述するように、各学校のイニシアチブに任された市民性教育が、教師側の偏見や偏った思想教育によって影響を受けないように、市民性教育に対する外部評価の受け入れが義務づけられている。

市民性教育は今回独立した教科として位置付けられることになったが、その効果は単に一教科だけでは得られないとして他教科と連携させたアプローチ、あるいは学校全体アプローチとして取り組むことが奨励されている。具体的な指導案として、教育雇用大臣は、人格教育と連携させた指導書をキーステージ1と2を対象にカリキュラムに導入したり、2000年4月には、キャリア教育と連携させた指導書を各学校に配布したりしている⁽¹¹⁾。市民性教育の新指導書では、英語や地理、歴史といった他のナショナルカリキュラム教科においても市民性教育の要素を取り込み、カリキュラム全体において継続性をもたせることが強調されている⁽¹²⁾。

(4) 学習成果の設定と評価・報告の義務

ここまで市民性教育について内容面を中心に概観してきたが、問題となるのはこうした教育の構想が単なる理想ではなく学校教育の現場において効果が認められるのか、という点である。例えば労働党政府が市民性教育を法令化する以前にも、市民性教育の重要性は前保守党政府下においてすでに認識され市民性教育の指導書が各学校へ配布されていたが、多くの学校ではあまり重要視されていなかった。こうした点を踏まえ、クリック委員会は、市民性教育に関して各キーステージごと

に学習成果の到達目標を設定し、教育効果に対して評価を行なうシステムを提案している。つまり、自主性が尊重された各学校の取り組みに対して教育雇用省が要求する最低ラインを提示し、実際の取り組み状況や学習成果に関して教育雇用省管轄下にある教育水準局（The Office for Standard in Education: 以下OFSTEDとする）の視察官が視察、評価を行なうのである。OFSTEDによる「監督」制度は、各学校間の不均衡・偏りを是正し、市民性教育全般の質の向上を狙ったものであると考えられる。キーステージ3と4を対象とした新指導書のなかでも、学習到達目標は、知識だけでなく、考察力や表現能力、実際の活動における姿勢などを重視したものとなっている⁽¹³⁾。これは、先述した思想教育の危険性を考慮した結果であろう。さらに、市民性教育の教育効果を確実にすることを目的として、学校は以下のような報告の義務が課されている。まず、教師は児童・生徒の日々の学習に対して評価を行ない、彼らとその親に対して評価の内容を報告しなければならない。これは、児童・生徒のやる気や意欲を促進させ、同時に市民性教育に対する意識を高めさせようとする、学習の円滑化を目的としたものである。しかし同時に、教師や学校は親全般に対して、またOFSTEDの視察に対しても報告の義務、つまりアカウントビリティが課せられることになった。学校は親全般に対して、自身の市民性教育の教育理念、アプローチについて学校理事会の年間報告書などを通して報告を行わなければならない。OFSTEDの視察に関しても市民性教育は今後視察の対象となり、視察官による外部評価を受けることになった。視察の基準は、先述した3つの学習領域への取り組みの程度、学習目標に対する到達の程度などが考慮される。また、児童・生徒のコミュニティでの活動参加に関しても、彼ら自身に課す責任の程度やコミュニティとの連携の程度など、市民性教育を展開する際のプロセス自体も視察の対象とすることが明確にされている。こうした市民性教育のアカウントビリティを重視する背景には、近年英国において公教育自体に対するアカウントビリティの重要性が高まっていることと、思想教育やプロパガンダに対する懸念を取り除こうとする意図がある。

現在、2002年9月の本格的な導入に向けて市民性教育のための準備が進められている。キーステージ1、2に関しては、2000年9月の時点ですでに、法律に規定されない「非法令的」な形で市民性教育が導入されている。必須科目となるキーステージ3、4に関しては、市民性教育に従事する教員の専門性を高めるために教員研修制度を確立したり、あるいは児童・生徒達の動機付けを高めるための功績認定や学習成果を発表する機会を設定することが検討されている。また、今回の取り組みの特徴として、NGOをはじめとする様々な機関との連携関係が重視されている。なかでも、市民性教育の推進に携わるNGO教育関係者によって組織される“シティズンシップ連盟”に加盟する「シティズンシップ財団（Citizenship Foundation）」「コミュニティサービス・ボランティア（Community Service Volunteers: CSV）」「シティズンシップ協会（Institution for Citizenship）」「世界市民教育協議会（Council for Education in World Citizenship）」といった機関は、教員研修や教材開発、学校外活動のプログラムやイベントなどを企画・運営し、学校やコミュニティとパートナーシップを築くことで市民性教育の充実化をサポートしている。教育雇用省は、こうした組織に対して財政的な援助を行ないながら今後も協力体制を強化していく姿勢を示し

ている⁽¹⁴⁾。

以上、市民性教育導入に向けた労働党政府の取り組みについて概観してきたが、従来の取り組みと比較してみても、大変意欲的であることがわかる。特に、市民性教育を全国レベルの学校において定着させようという教育雇用省の試みは、内容面だけでなく制度面の変革においても着実に準備が進められている。また今回市民性教育がOFSTED視察の対象に加わったことで学校教育における市民性教育の重要性は飛躍的に高まるものと考えられる。しかし、ブレア政権は前保守党政府の教育政策に関して厳しく批判しているにもかかわらず、今回の市民性教育には前保守党政府による取り組みとの類似点がいくつか見られる。そこで以下、前保守党政府によって進められていた市民性教育の取り組みを振り返りながら、現在の市民性教育との比較を試みたい。両者の類似点を確認しながらも、相違点に注目し、それぞれの独自性を探ってみることにする。

2. 前保守党政府との比較分析

(1) 前保守党政府による市民性教育の展開

まず、前保守党政府による市民性教育の取り組みについてここで簡単に振り返っておきたい。英国では1988年に大規模な教育改革が進められ、88年教育改革法によってナショナルカリキュラムが全国の公的学校に対して導入されたことは先に述べた通りである。同時に、同法はイングランドとウェールズのすべての公的学校が「児童・生徒たちの精神的、道徳的、文化的、知的、身体的発達を促し、成人後の人生における機会、責任、経験に対して児童・生徒に準備させる」教育の責任について言及している⁽¹⁵⁾。全国教育課程審議会（National Curriculum Council: 以下NCCとする）はその具体的取り組みとして、クロスカリキュラムテーマを設定するに至った。クロスカリキュラムテーマとは、ひとつの独立した教科としてではなく教科間を越え、カリキュラム全体を通して教育を行なうべき学習領域を設定したものである。「市民性教育」は、「経済理解教育」「キャリア教育とガイダンス」「環境教育」「健康教育」と並んで5つのクロスカリキュラムテーマのひとつとして位置付けられた⁽¹⁶⁾。「市民性教育 (citizenship education)」といった用語も含め、市民性教育の価値が再び注目されるようになったのはちょうどこの頃である。

NCCは1990年、各クロスカリキュラムテーマに関して指導書を各学校に配布したが、市民性教育に関する指導内容は「カリキュラム指導書8-市民性教育- (Curriculum Guidance 8: Education for Citizenship)」にまとめられている⁽¹⁷⁾。同指導書は、それまで各教師や学校によって独自に解釈されていた市民性教育を明確に定義するとともに、その具体的な取り組み方法を豊富に示した点において画期的であった。すなわち、その目的は、①児童・生徒のなかに、積極的で、参加型の市民的資質 (participative citizenship) の重要性を確立させ、更にその市民社会に参加する動機を与えること。また、②児童・生徒が、市民権を行使する為に必要とする基礎的な情報、技能、価値、姿勢を理解し、習得する手助けを行なうこと、であるとしている⁽¹⁸⁾。同指導書は、「コミュニティ」「多元主義」「市民の権利と責任」「家族」「民主主義の実践」「市民と法」「雇用と

余暇」「公共福祉サービス」の8つの部門を中心に構成され、市民性教育が地域の公共福祉サービスや慈善活動、あるいは課外活動などによる実践的な参加経験を通して行なわれるよう指導している。また市民性教育は、道徳教育や人格教育（当時は健康教育が独立しておりPersonal and Social Education: PSEと呼ばれていた）と提携させながら英国の伝統的価値を学習させる価値教育としての効果も期待されていた。クロスカリキュラムテーマは、ナショナルカリキュラムに対して相補的な意味を持っていたが、OFSTED視察の対象からは除外され、その取り組みに関しては各学校のイニシアチブに一任されていた。

(2) 保守党政府からの継続性

このように、保守党政府による市民性教育の取り組みを概観してみると、少なくとも現在展開されている市民性教育の内容が目新しいものではないことがわかる。例えばクリック委員会は、市民が自発的、積極的に参加することで「能動的な市民性 (active citizenship)」を確立し、「参加民主主義 (participative democracy)」を実現させることを強調しているが、「能動的な市民性」や「参加民主主義」といった表現は、前回の市民性教育の取り組みにおいても頻繁に使用されていた用語である。例えばサッチャー政権は1988-90年にかけて、市民が能動的に自分の義務や責任を遂行し、慈善活動や社会福祉活動等に参加するようキャンペーン運動を全国的に展開していたが、その際「能動的な市民性」「市民道徳」の復興といったスローガンが掲げられていた。オリバーとヒーターは、こうした保守党政府のキャンペーンを「大規模な福祉削減政策による損失を市民の責任に転嫁するものだ⁽¹⁹⁾」と非難し、またコリン・リンジは「能動的な市民性」が示唆する曖昧性を批判しているが⁽²⁰⁾、クリック委員会は「能動的な市民性」という用語を継続して使用し、今後の市民性教育においても慈善活動や社会福祉活動などのコミュニティを基盤とする活動を積極的に奨励していく方針を明らかにしている。全体的な枠組みに関しても、クリック委員会の提唱する市民性教育は、前回の市民性教育を発展させたような構成・内容となっている。前回の指導要領では、市民として必要な基礎的情報、技能、価値、姿勢の習得が強調されていたが、クリック委員会はそれを“重要概念”、“価値と姿勢”、“技能と適性”、“知識と理解”の4つの基礎的学習要素として整理している。内容面においても、日常生活における身近な問題から時事問題、あるいは抽象的な用語や概念をカバーするなど、総合的な学習内容となっているという点において前回のものと類似している。

また両取り組みの共通点として、市民性教育における道徳教育、価値教育としての側面が強調されている点が挙げられる。道徳教育に関する問題は、1988年のナショナルカリキュラム導入によって学力面が強調されるようになって以来特に脚光を浴びるようになったが、現労働党政府においても道徳教育、価値教育の重要性が強調されている。1993年、NCCは『精神的・道徳的発達に関する討議文書』を刊行し⁽²¹⁾、学校はカリキュラム全体を通して児童・生徒の精神的・道徳的発達を助長しなければならないとし、イングランドのすべての学校に対して、児童・生徒たちの人間性・人格形成面に関する教育責任を義務づけた。価値教育や道徳教育で扱う「価値」の内容については、

1996年、当時NCCの後身である学校カリキュラム評価機構（School Curriculum and Assessment Authority）の所長であったニック・テートの呼びかけにより「教育と地域社会における価値のための全国フォーラム」が開催され、更に一年余りをかけて英国社会の中核を成す「共通の価値」がまとめられた⁽²²⁾。フォーラムに対する批判も一部から寄せられているものの、当時の保守党政府はこの結論を支持し、現労働党政府も若干の修正を加えたものの大筋では合意している。言い換えると、こうしたフォーラムを必要とするほど英国社会は社会道徳や伝統的価値の存続に危機感を持っており、保守・労働の党派を越えて市民性教育が「共通の価値」を次世代の市民に継承する役割を果たすことを期待しているのである。

クリック委員会が組織され、市民性教育の構想が開始された直後から、グローバル教育や多文化教育の擁護者、あるいは教育問題に携わるNGO関係者の一部は、新しい指導書にグローバルの視点を取り込むよう働きかけてきた。しかし、現段階の報告書を見る限り、今回の市民性教育は彼らの主張する「地球市民」の養成を主眼としたものではない。また、ブレア政権が熱心に支持してきた、欧州連合（EU）が主張する「ヨーロッパ市民」の養成を特に強調しているわけでもない。むしろ、現在展開されている市民性教育は、英国という国家の枠組みにおける市民の養成を第一の目的としたものであり、英国市民としての市民性を習得することによって「地球市民」や「ヨーロッパ市民」としての資質も習得できる、と想定されている。従来の多文化教育や反人種差別教育などでは、英国内のエスニックマイノリティに対する偏見・差別を是正するため英国の多文化社会、多信教社会に存在する「異質性」の側面を取り上げ、教育を行ってきた。しかし市民性教育では、

マジョリティはマイノリティを尊敬し、理解し、寛容でなければならない。またマイノリティはマジョリティ同様、法律、規則、慣習を学び、尊重しなければならない。それは、そうしたことが単に都合がよいからだけではなく、そうしたプロセスが共通の市民性を助長させるからである。こうした多元主義社会における国民アイデンティティの問題は複雑であり、決して自明のこととして片づけてはならない。この点において、市民性教育はさらに重要な意味を持つ⁽²³⁾。

とされているように市民性教育によって英国市民としての「共通」部分を再確認することで、エスニックマイノリティ集団を包括した英国市民全体の連帯感を高めるよう意図している。すなわち、異信教徒や異民族集団を結束させるのは、宗教や人種といった要素ではなく、学習によって習得された市民としての共通の資質であることが強調されている。

このように労働党政府による市民性教育と前保守党政府による取り組みが類似しているのは、両政府とも市民性教育を英国の国民教育として捉えていることに起因しているからではないだろうか。市民性教育は、どちらの場合も道徳教育や価値教育としての効果を期待されていると先述したが、それは近年、英国社会において様々な若者の社会問題が顕在化してきたことに対して何らかの教育的措置を取る必要性に迫られていたからである。若者の犯罪率、失業率、離婚率の増加、モラ

ル低下、性的問題、政治的無関心、いじめ、不登校、消費主義への没頭など、近年における若者の問題は限らない。両政府とも、国家の安定を脅かす社会問題に対する対応策として宗教教育を一層充実させるなど精神面での教育効果を重視してきたが、市民性教育にも同様の効果が期待されている。つまり、前保守党政府にしる現労働党政府にしる、社会問題の解決策のひとつとして市民性教育の導入を必要としており、共通の問題意識を抱えていたといえる。

また、近年進められてきた二つの市民性教育には、共通の特徴として労働者、あるいは経済行為者としての資質が重視される傾向がある。このことも、両政府が教育を国家としての人的資源開発の機会として捉え、市民性教育もその一環として位置付けられていたからではないだろうか。サッチャー政権（またその後身であるメージャー政権）にしてもブレア政権にしても、「英国病」で知られる英国の深刻な経済停滞からの解放は第一命題であった。そのため、どちらの政府も良質な労働者の育成や高い志気を持つ能動的な市民の参加などを強調し、強く豊かな国家のビジョンを提示した。そうした背景のなかで、市民性教育は必然的に、将来の労働者資質開発としての役割を求められたと考えられる。例えば、サッチャー政権下では教育改革の一環として職業訓練プログラムがいくつか展開されていたが、職場での実地訓練は市民性教育の重要な要素であると捉えられていた。労働党における取り組みでも、市民性教育はキャリア教育と共に展開されるべきであるとされ、すでにそうした主旨の指導書が配布されている。すなわち、保守党政府と労働党政府は、市民性教育を「国家」発展の手段として位置付けている点において、共通の目的意識を持っていたといえるかもしれない。

(3) 前保守党政府との相違点

では、労働党は現在、保守党政府によって考案された市民性教育構想を単に引き継いでいるだけののだろうか。本論文の冒頭でも紹介したとおり、ブレア首相は前保守党政府による教育政策を批判した上で、労働党政府の教育改革に対する決意を明確にしている。1995年頃から党内改革を進めてきた労働党は、社会主義に傾倒した「旧」労働党的な考え方と離別し、また経済至上主義に立脚した近年の保守党的な考え方とも異なる「第三の道」を主張してきた。「新」労働党は、前保守党政府が達成できなかったことを目指すとしているが、具体的にブレア政権は、どの部分を改革し、どういった国家ビジョンを提示しようとしているのだろうか。以下、ブレア政権が目指す社会像について保守政権時代のものと対比しながら、そこで求められている市民の資質の違いについて明らかにしたい。

サッチャー首相が政権を握っていた80年代、英国では第二次世界大戦以来続いていた福祉国家体制が抜本的に見直され、代わりに産業の活発化と雇用の拡大を目的とした大規模な市場化政策が進められた。その結果、民間企業や一般の企業家には、より自由な経済活動の機会が与えられることになった。香戸美智子は、こうした一連の変革を成し遂げたサッチャー首相自身、次のような人間像を求めていたと分析している。

彼女（サッチャー）は、人間としての美德を自助、独立の精神、努力、儉約、勤勉などとし、英国病を治療しイギリスを再生するためには個々人の努力、イニシアティブを促すことが必要だと奨励し、中産階級的な経済活動を国民全体に行き渡らせようとする。…途中省略…（このような）サッチャーに見る人間像は、十九世紀のビクトリア社会に広く受け入れられ、民衆に人気が高かったサミュエル・スマイルズの『自助（セルフ・ヘルプ）』（一八五九）のそれと一致する。……（成功あるいは裕福に至るまでの必要不可欠の徳目として、勤勉、節約、忍耐、正直などの励行を促した）スマイルズの思想は、ビクトリア中期における産業社会に生きる新興の中産階級層の精神を表わしたものであり、サッチャーはこのイギリスで最も経済的に活力のある時期を取り上げその時点で理想とされた人間像を掲げたのである⁽²⁴⁾。

香戸は、こうした人間観、あるいは市民的資質を強調しながら社会全体の経済活動を刺激させようとした点にサッチャーの独自性があると論じている⁽²⁵⁾。すなわち、サッチャー主義では伝統的な道徳や家庭観が強調されていたが、それは個人の経済的・社会的成功を実現させるために必要とされた資質であり、その根底には個人の利益追求を最大限尊重することによって強力な国家を築こうとするビジョンが見られる。保守政権下において奉仕活動が奨励されたことについても、進歩主義派の批評家らは、大幅な社会福祉政策削減によって生じた医療・福祉サービス部門を民間の慈善機関、市民活動が、自助的な行為として負担する必要があったからに他ならないと批判している⁽²⁶⁾。

サッチャーが遂行した改革の成果は多くの面、特に経済の活性化においてすでに評価されているが、同時に負の遺産がもたらされたことも指摘されている。例えばサーモンは、サッチャー主義において個人主義と自由市場主義が追求されたあまり、英国社会における社会組織や社会的結束が弱体化することになったと主張している⁽²⁷⁾。彼は、経済活動の合理化が進められる過程において、失業者やホームレスが増加し、犯罪率が二倍半に膨れあがった一方、結婚生活の破綻や離婚率に関してもヨーロッパで最悪になったことを指摘している。つまり、香戸が指摘しているように、英国社会では富裕層と貧困層の格差が拡大し、二極化が進むことになったのである。彼女は、自由競争社会の形成によって大きな成功を納めた英国社会は、その反面、「非寛容で、貪欲、非人間的、利己的、物質主義的な社会」を創りあげてしまったと分析している⁽²⁸⁾。

このように社会における公共性が軽視されてしまった英国社会に対してブレアが強調したのは、共属意識を持つ共同体としての「コミュニティ」の復興である。彼は、新しく書き換えた労働党綱領の第四条のなかにも「コミュニティ」という表現を用い、「連帯」「寛容」「互敬」といった協働の精神を強調している⁽²⁹⁾。吉瀬征輔によると、ブレアは社会主義でもなくサッチャー自由主義でもない「第三の道」を、「コミュニティ」の概念を用いて定義を試みている⁽³⁰⁾。吉瀬は「サッチャー主義が社会主義批判の最大の根拠にしていた個人的自由擁護の立場を積極的に受け入れつつ、社会主義が再建をめざしているコミュニティの支えがあつてはじめてそれが実現できるという（ブレアの）論法には説得力があつた⁽³¹⁾」としている。ブレアはコミュニティを「人々が日々協力し合つて生活する関係を意味し、現に我々が有しており、かつ誇りにしているものである⁽³²⁾」と定義し、

「そのようなコミュニティが体現すべき、協調、連帯、協同、パートナーシップこそ、労働党が社会運営の基本に設定しようとしてきた基本的価値であった⁽³³⁾」と説いている。吉瀬が指摘しているように、ブレアは、新しい社会主義的な社会像を「コミュニティ」や「社会正義」、「社会的公益」といった概念を用いて訴え、保守党の新自由主義と明確に対置できたからこそ英国社会の支持を獲得できたのである。このようなブレア労働党の基本理念は、市民性教育の構想にも反映している。新しい市民性教育では、コミュニティの重要性が一層強調されている。前回の市民性教育でも、コミュニティに対する責任・義務といったことが特に奉仕活動の励行という形で強調されていたが、今回の取り組みではコミュニティについて学習すると共に、実際のコミュニティとの関わりを通してコミュニティの再建・充実を目指す内容となっている。市民性教育の取り組み自体を、コミュニティと協同して展開するよう奨励されていることは先に述べたとおりである。また、前回の市民性教育と比べると「他者に対する思いやり」や日常生活を円滑にするための「政治リテラシー」など、他メンバーとの協同を強調した表現が多く盛り込まれている。

おわりに

ブレア政権下における市民性教育の取り組みを、前保守党政府によって進められていた市民性教育と比較してきたが、全体の枠組みや内容面には類似する部分が多く、両政府の政治的ビジョンの違いは、必ずしも顕著に反映されていない。ただし、コミュニティの概念を中心とした新しい社会像や市民的資質は、ブレア政権が進めようとする「英国再生」政策の核を成す部分でもあり、新しい市民性教育のなかでも特に強調点が置かれている。

今回の取り組みの独自性はむしろ、市民性教育における制度的な環境整備にあると思われる。まず、市民性教育をナショナルカリキュラム教科として位置付けたことにより、基本理念や枠組みが以前よりも体系的に整理されている。また、法的な枠組みがなかったために軽視されがちであった前回の市民性教育の事例を踏まえ、今回の取り組みでは教育成果を確実にするためのフォーミュラが設定されている。クリック委員会は、市民性教育を必須教科とすることで英国におけるすべての児童・生徒に市民性教育の機会を与え（インプット）、学習到達目標を提示してOFSTEDによる視察・監督を行なうことで市民性教育の学習成果（アウトプット）を確実にさせる、インプット-アウトプット型の学習を奨励している。次世代の市民の育成という点において、市民性教育は社会的還元が期待できる教育投資であり、影響力も極めて大きい。労働党による市民性教育は、道徳教育や価値教育としての側面を強調することによって現在英国社会が抱える青少年問題に対する糸口となることが期待されている。また、ブレア政権が主張する「よりよい英国」を実現させる、健全な市民的資質を育てるよう期待されている。すなわち、ブレア政権にとって市民性教育とは、他の教育政策による学力水準の底上げや技術習得の促進だけでは達成できない、市民社会における「質」的な部分を補強するものであるといえよう。

本論ではブレア政権下における市民性教育の取り組みについて考察を行ってきたが、現時点に

においてその全体像は明らかでない。ナショナルカリキュラム教科として位置付けられた市民性教育の効果を評価するには、2002年の本格的導入を待たなければならない。市民性教育の重要性は、今後も高まるものと思われるが、学校現場における実態と成果、問題点を明らかにすることは今後の課題といえよう。

[注]

- (1) 舟場正富『ブレアのイギリス－福祉のニューディールと新産業主義－』PHP研究所、1998年、90頁
- (2) Carvel, J. & Smithers, R. 'Pupils to get mandatory lessons in Citizenship' *The Guardian*, May 10, 1999, p. 1
- 1.
- (3) 拙稿「英国におけるCitizenship Educationの動向」『九州教育学会研究紀要』九州教育学会、第27巻、1999
- (4) Cogan, J. 'Citizenship Education for the 21st Century: Setting the Context' Wales' in Cogan, J. J. & Derricott, R. (ed.) *Citizenship for the 21st Century: An International Perspective on Education*, Kogan Page, London, 1998, pp.23-24
- (5) Qualifications and Curriculum Authority, *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools*, QCA, London, 1998, p. 40
- (6) Ibid., p. 40
- (7) DfEE(Department for Education and Employment), Consultation on the Secretary of State's proposals for a revised national curriculum (Circular number 27/99), May 1999
- (8) Judd, J., 'Schools to teach citizenship lessons,' in *The Independent on Sunday*, 21 February 1999, p.5
- (9) Ibid. p.5
- (10) Qualifications and Curriculum Authority, *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools*, QCA, London, 1998,
- (11) DfEE, *Careers education in the new curriculum: its relationship to PSHE and citizenship at key stages 3 and 4*, April 2000
- (12) QCA, *Citizenship: The National Curriculum for England (Key stages 3-4)*, 1999
- (13) Ibid., p. 31
- (14) DfEE, 'Jacqui Smith announces £200,000 to help boost democracy in schools' 13 April 2000 (www.dfes.gov.uk/news/00/166.htm)

2.

- (15) 新井浅浩「イギリスにおけるナショナル・カリキュラムと子どもの精神的・道徳的発達」『比較教育学研究』日本比較教育学会、第26巻、2000年、31頁
- (16) National Curriculum Council *Curriculum Guidance 8. Education for Citizenship*, NCC, York, 1990, p. 2
- (17) Ibid.
- (18) Ibid., p. 2
- (19) Oliver, D. & Heater, D. *The Foundation of Citizenship*, Harvester Wheatsheaf, London, 1994, pp. 123-32
- (20) Wringe, C. 'Education for Citizenship Beyond the Nation State: Europe and the World' in *Talking Politics*, Autumn, Vol. 11, No. 1, p. 17
- (21) National Curriculum Council, *A Discussion Paper on Moral and Spiritual Development*, NCC, York, 1993
- (22) 新井浅浩、前掲書、36頁
- (23) QCA, op.cit., p. 17-18
- (24) 香戸美智子「「サッチャリズム」と社会変革」小野修編『現代イギリスの基礎知識－英国は変わった－』明石書店、1999年、40～41頁
- (25) 同上、42頁
- (26) ジョン・サーモン「ニューレイバーで新しいイギリス－社会民主主義の刷新－」小野修編『現代イギリスの基礎知識－英国は変わった－』明石書店、1999年、267頁、Wringe, C. 'Education for Citizenship Beyond the Nation State: Europe and the World' in *Talking Politics*, Autumn, Vol. 11, No. 1., Oliver, D. & Heater, D. *The Foundation of Citizenship*, Harvester Wheatsheaf, London, 1994, 等
- (27) ジョン・サーモン「ニューレイバーで新しいイギリス－社会民主主義の刷新－」小野修編『現代イギリスの基礎知識－英国は変わった－』明石書店、1999年、268頁
- (28) 香戸美智子、前掲書、46頁、48～49頁
- (29) 舟場正富、前掲書、21～22頁
- (30) 吉瀬征輔、『英国労働党－社会民主主義を越えて－』、窓社、1999年、118頁
- (31) 同上、119～120頁
- (32) 同上、134頁
- (33) 同上、134頁

Citizenship Education in English Schools under the Blair Government

KIHARA Naomi

In May 1999, David Blunkett, Secretary of State, announced that citizenship education would become a statutory subject for Keystage 3 and 4 in every state school in England from 2002. This paper will highlight some of the main features of this new educational initiative, which has been promoted by both Conservative and Labour governments in the past two decades.

It was the Conservative government which first brought the notion of citizenship education back to English schools immediately after the Educational Reform Act had been introduced in 1988. When the Blair government gained power in 1997, it did not discard the idea of citizenship education, but rather further reinforced its practice. Unlike some other new educational policies, however, much of the citizenship education's content appears to be unchanged. This paper examines whether the Blair government is simply taking over the citizenship education of the previous government, or is in the process of introducing its own kind, by i) taking a close look at the final report published by the advisory group in order to review the main proposals which shape the main framework for citizenship education in the future, and ii) comparing the proposals to the practice of citizenship education promoted by the previous Conservative government in order to highlight the similarities and discrepancies between the two citizenship education initiatives.

The paper will argue that the two citizenship education initiatives had to resemble each other to a certain extent because both the previous Conservative government and the Blair government were attempting to make citizenship education function as a tool to prepare pupils to become national citizens. The paper concludes, however, that the citizenship education of the Blair government is provided with more specific and systematic educational guidelines, which were lacking in the previous initiative, and is therefore unique.